

広島県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十七年六月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉平谷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
呉市焼山桜ヶ丘二丁目二〇九九番四地先から 呉市焼山北一丁目六〇八番一地先まで	一四・八〇〇 九二・六〇〇	一四・八〇〇 九二・六〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、八五六・ 〇〇メートル
	二、〇七二・ 〇〇	二、〇七二・ 〇〇	
		七・二〇〇 七・四〇〇	敷地の幅員 (メートル)
		一、九五六・ 〇〇	延長 (メートル)